



K P M G N e w s l e t t e r

KPMG Insight

Vol.

46

January
2021

海外 Topic ①

オーストラリアの 2020/21 年度連邦予算案
(税制部分) および直近の税務動向

home.kpmg/jp/kpmg-insight

オーストラリアの2020/21年度連邦予算案 (税制部分) および直近の税務動向

KPMG税理士法人

吉岡 伸朗 / パートナー

KPMGオーストラリア

楊 揚 / ディレクター・都丸 亮太 / シニアマネジャー

オーストラリア連邦政府は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) のパンデミックの影響で延期されていた連邦予算案を2020年10月6日に発表しました。今回の連邦予算案では、12年ぶりの財政黒字化を見込んでいた昨年から一変して、対GDP比で11%の2,137億豪ドルの赤字を見込んでおり、これは第二次世界大戦終戦時以来の水準です。連邦予算案は、個人所得税減税の前倒し、即時償却制度の一時的な強化、新規雇用の促進と倒産回避を目的とした助成金の交付を含む幅広い政策により、プライベートセクターがオーストラリア経済を牽引することを期待しています。

本稿では、10月に発表された2020-21年度連邦予算案に関する税務論点のうち主たる内容およびその法制化の状況について概説します。税制の観点からは、今回の連邦予算案でも昨年に引き続き日系企業・駐在員等への影響は限定的となっています。なお、本稿は国際税務研究会 月刊「国際税務」の2020年12月号に掲載された記事を基にしたものです。

本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りいたします。

POINT 1

2020年連邦予算案は、昨年度に引き続き日系企業への影響は限定的となっている。本邦タックスヘイブン税制の検討に影響する大企業向け法人税率の引下げ案は提示されなかったが、研究開発優遇税制の強化に伴い、当該税制が適用される場合には実効税率への影響に留意する必要がある。

POINT 2

資産即時償却制度に関しては、対象企業の範囲の拡大が2020年11月23日に提案され、日系企業のオーストラリア子会社も要件を満たせば本制度の適用が可能となることを見込まれる。

POINT 3

オーストラリアでの売上が年間250百万豪ドルを超える大企業を対象に、税務当局による新たな税務レビューが開始されたため、対象企業は早急な対応準備が推奨される。



吉岡 伸朗
Nobuaki_Yoshioka



楊 揚
Yang_Yang



都丸 亮太
Ryota_Tomaru

① 連邦予算案の解説

1. 欠損金の繰戻し還付

連邦予算案では、COVID-19の影響を受けて税務上欠損ポジションに陥った企業のキャッシュフローを支援するため、欠損金の繰戻し還付制度を新たに導入する方針が示されました。該当の制度に係る法案は2020年10月9日に議会を通過し、10月14日にRoyal Assentを受け、既に施行されています。

欠損金の繰戻し還付の適用は任意であり、企業は引続き既存の欠損金の繰越控除制度による欠損金の繰越しを選択することも可能です。なお、合計年間総収入額は、日本を含む海外の親会社等の売上等を含むため、多くの在豪日系企業の合計年間総収入額は50億豪ドル以上となり、欠損金の繰戻し還付制度の適用対象外となることが想定されます。本制度の概要は、図表1のとおりです。

2. 資産即時償却制度

連邦政府は予算案において、企業の設備投資の前倒しを促進し経済を後押しするため、資産の即時償却制度を強化するため、資産の即時償却制度を強化する一時的な税制優遇措置の導入を発表しました。該当の法案は2020年10月9日に議会を通過し、10月14日にRoyal Assentを受け、既に施行されています。本制度の概要は、図表2のとおりです。

この措置においても、欠損金の繰戻し還付と同様に合計年間総収入額の閾値が存在するため、日系企業を含む多くのグローバル外資系大企業の在豪子会社は、本制度を適用することができません。なお、オーストラリアのフライデンバーグ財務相は、外資系企業の在豪子会社がこの措置の適用対象外となることは意図していなかったとして、2020年11月23日に、本制度の対象企業の定義を変更し、下

記の両方の要件を満たす企業を本制度の対象とすることを発表しました。

- 2018-19年度または2019-20年度の収入金額 (statutory and ordinary income (excluding non-assessable non-exempt income)) の合計が50億豪ドル未満であること
- 2016-17年度から2018-19年度の間、1億豪ドル以上を有形減価償却資産に投資したこと

上記一点目の条件により、既存の法律のグローバルグループの収入額の合計ではなく、オーストラリアにおける収入額を基準として判断されることとなります。なお、本稿執筆時点(2020年11月末)において本変更に関する法案は公表されていません。

3. 研究開発優遇税制

連邦政府は、研究開発活動によるイノベーションとビジネスの成長を目的として、研究開発優遇税制につき議会で審議中であった旧法案の内容を強化することを

発表しました。該当の法案は2020年10月9日に議会を通過し、10月14日にRoyal Assentを受け、既に施行されています。改正内容は、2021年7月1日以降に開始する年度から適用されます。具体的には、図表3のとおり実施されます。

4. 法人の居住者判定テスト

連邦予算案では、外国法人がオーストラリアで税務上の居住者に該当するかを判定する基準の明確化が盛り込まれており、「オーストラリアとの重要な経済的つながり」がある場合に、オーストラリアの税務上の居住者として取り扱うことが提案されました。

外国法人は、「中核的な商業活動(Core commercial activities)が、オーストラリアで行われ」、かつ「中心的な管理および支配の場所がオーストラリアにある」場合に、「重要な経済的つながり」テストを満たすとされ、2017年3月15日付で取り下げられた税務ルーリング (Taxation Ruling、以

図表1 欠損金の繰戻し還付制度

対象企業	合計年間総収入額が50億豪ドル未満の企業		
適用年度	2020-21年度または2021-22年度の法人税申告		
欠損金の発生年度	2019-20年度	2020-21年度	2021-22年度
繰戻し対象年度	2018-19年度	2018-19年度 2019-20年度	2018-19年度 2019-20年度 2020-21年度
手続き等	適用年度の法人税申告において還付可能な税額控除を適用することにより、繰戻し対象年度に支払った法人税の還付を受ける。還付可能な税額は、繰戻し対象年度の納付済み法人税相当額、または企業のフランキングクレジットの残高のいずれか低い金額が上限とされる。		

図表2 資産即時償却制度

対象企業	合計年間総収入額が50億豪ドル未満の企業(対象拡大予定)
対象資産および支出	2020年10月6日午後7時30分から2022年6月30日までの間に取得した新品の減価償却資産または資本的支出(金額規模問わず)
制度内容	最初に使用した年度または使用可能となった年度において、その取得価額の全額を損金に算入することができる

図表3 研究開発優遇税制

	旧法律	旧法案	今回施行された法律																					
優遇税制の対象となる適格研究開発費の上限額	100百万豪ドル	150百万豪ドル	150百万豪ドル																					
R&D税額控除率(還付可能) - 中小企業:合計年間総収入額が20百万豪ドル未満	43.5%	法人税率 + プレミアム13.5% 還付額の上限は4百万豪ドル	法人税率 + プレミアム18.5% 還付額の上限は設けない																					
R&D税額控除率(還付不可) - 大企業:合計年間総収入額が20百万豪ドル以上	38.5%	法人税率 + R&D intensity (研究開発費 ÷ 年間の支出総額) に 応じたプレミアム (3 Tiers)	法人税率 + R&D intensity (研究開発費 ÷ 年間の支出総額) に 応じたプレミアム (2 Tiers)																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>Tier</th> <th>Intensity range</th> <th>Intensity premium</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0-4%</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4-9%+</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>9%+</td> <td>12.5%</td> </tr> </tbody> </table>	Tier	Intensity range	Intensity premium	1	0-4%	4.5%	2	4-9%+	8.5%	3	9%+	12.5%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Tier</th> <th>Intensity range</th> <th>Intensity premium</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>0-2%</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2%+</td> <td>16.5%</td> </tr> </tbody> </table>	Tier	Intensity range	Intensity premium	1	0-2%	8.5%	2	2%+	16.5%
Tier	Intensity range	Intensity premium																						
1	0-4%	4.5%																						
2	4-9%+	8.5%																						
3	9%+	12.5%																						
Tier	Intensity range	Intensity premium																						
1	0-2%	8.5%																						
2	2%+	16.5%																						

下「TR」という)2004/15で採用されていたアプローチと整合しています。

外国法人に係る居住者への該当性の判定基準であったTR2004/15は、2016年の税務訴訟において、「実際の中心的な管理および支配の場所がオーストラリアであるにもかかわらず、人為的に当該場所が海外にあるかのように見せかけていた外国法人が敗訴し、当該外国法人がオーストラリアの居住者である納税者とされたこと」をきっかけに取り下げられていました。このため、2017年3月15日後は、TR2018/5および実務的コンプライアンスガイドライン (Practical Compliance Guideline、以下「PCG」という)2018/9において、原則として「実際の中心的な管理および支配の場所」がオーストラリアにあることのみをもって、外国法人がオーストラリアの居住者として取り扱われることになっていました。

上記の変更は、法案がRoyal Assentを受けた日の後に開始する最初の事業年度から有効となりますが、オーストラリア税務当局 (Australia Taxation Office、以下「ATO」という)がTR 2004/15を撤回した2017年3月15日から遡及適用するオプションが設けられ過去から現在まで一貫した取り扱いとできるように配慮されています。

たとえば、海外子会社を有するオースト

ラリア企業が当該海外子会社の事業に関する意思決定をオーストラリアから行っており、TR2018/5およびPCG2018/9の影響で当該海外子会社を税務上オーストラリア法人としてオーストラリアで税務申告をせざるを得ない状況等となっていた企業にとって喜ばしい修正案といえます。なお、本稿執筆時点 (2020年11月末)では、該当の法案は公表されていませんが、居住者の判定はオーストラリアでの法人税課税額の決定に影響するため、法案やガイダンス等の公表状況を注視すべきです。

II オーストラリア税務動向 (連邦予算案以外の重要論点)

昨年に引き続き、今回の連邦予算案でも日系企業に影響する税務論点は限定的です。連邦予算案以外で日系企業に影響がある最近のオーストラリアの税務動向を併せて概説します。

1. ATOによるCombined Assurance Reviewの開始(2020年10月～)

ATOは、2020年10月より、オーストラリアの大企業を対象に、Combined Assurance Review (以下「CAR」という)

を開始しました。CARは、ATO内部の租税回避タスクフォースが、Top 1,000 Combined Assurance Programにおいて実施するレビューで、1,000 Tax Performance Program(2017年～2020年12月終了予定)における法人税に係るStreamlined Assurance Review (以下「SAR」という)に代えて実施されることとなりました。

CARの概要は下記のとおりです。

- 対象企業: Top 1,000 (オーストラリアでの売上金額が250百万豪ドル超)の企業
- 対象税目: 法人税およびGST
- 対象期間: 法人税: 過去4年 / GST: 過去1年 (各企業の状況によりATOが決定)
- 実施期間: 約4ヵ月 (SAR実施済みの場合、約2～4ヵ月)

ATOは、CARにおいて、大企業による適切な法人税および、Goods and Services Tax (以下「GST」という)の納税に関して確証を得る、もしくは特定の税務リスクを発見することを目的としています。

法人税については、SARの内容と類似しており、税務ガバナンス体制、重要な取引、ATOが公表している税務リスクが高いとされる取引、過去の会計処理と税務処理の差異などに係る大量の資料の提供が求められます。また、GSTについては、主にGSTに係る税務ガバナンス体制や税務

リスクエリアを把握するための情報提供が求められます。

SARやGSTのSARを受けた企業もCARの対象となり、その場合、SAR/GSTのSARの結果に応じてCARの内容が調整され、発見事項に関する改善状況もレビューされます。

ATOは、SARのプロセスで注視された分野に関する最新情報を公開しており、移転価格、減価償却、研究開発、欠損金、連結納税などの分野は、依然として最も注目されています。また、SARでは税務ガバナンス分野で低い評価を受ける納税者が多かったため、CARでは税務ガバナンスの改善も、期待されています。

CARでは、膨大な量の資料提供やATOとの質疑対応などが求められ、納税者は多大な負担を強いられます。したがって、オーストラリアでの売上金額が250百万豪ドル超の在豪子会社を有する日系企業は、ATOによる精査に耐えられるよう、早い段階で準備を開始することが推奨されます。

2.大規模グローバル企業の定義拡大

大規模グローバル企業(Significant Global Entity、以下「SGE」という)の定義の改正に関連する法案(Treasury Laws Amendment (2020 Measures No. 1) Act 2020)は、2020年5月25日に Royal Assent を受け、2019年7月1日以降に開始する事業年度から適用されることとなりました。

SGEの定義拡大の目的

本改正の主な目的は2つあります。

改正前、SGEの定義は、連結財務諸表を作成している企業グループのみを対象とし、企業グループの構成会社の判定にあたっては、会計上の連結に関する例外がすべて認められていました。したがって、全世界収入が10億豪ドル以上の多国籍企業グループであっても、連結財務諸表を作成する必要がなければ、SGEに該当しま

図表4 SGE/CbCREのみに適用される税務規定

SGE/CbCREに適用される規定	CbCREのみに適用される規定
多額の罰金規定	国別報告制度
多国籍企業租税回避防止規定	一般目的財務諸表の提出義務
迂回利益税	

せんでした。また、SGEである企業グループに属する子会社であっても、会計上の例外により、連結範囲から除外される場合は、その子会社はSGEに該当しませんでした。そのため、会社の性質(連結財務諸表を作成する必要があるか)、および会計上の処理(連結の対象外か)によって、企業グループ間で、税務規定の適用関係に不整合が生じていました。

さらに、国別報告制度に関する豪州の規定とOECD移転価格ガイドラインの間にも不一致が生じていました。改正前の豪州のSGEの範囲は、OECD移転価格ガイドラインの国別報告制度の適用範囲より狭くなっていました。

上記の不整合性を解消するために、SGEの定義が拡大されました。

主な変更点

改正による主な変更点として、SGEの範囲の拡大があります。既存のSGEに加えて、名目上の上場企業グループ(Notional Listed Company Group、以下「NLCG」という)を定義し、全世界収入が10億豪ドル以上のNLCGのグローバル最終親会社(Global Parent Entity、以下「GPE」という)とその構成会社もSGEの範囲に含まれます。NLCGとは、GPEの株式等が金融商品取引所等に上場していると仮定した場合に連結財務諸表が作成されることとなる企業グループを指しています。また、NLCGの構成会社を判定する際、会計上の連結に関する例外は一切認められません。NLCGのGPEには、公開企業の他、個人、非公開企業、トラストやパートナーシップ、

さらにその他の投資事業体も含まれます。したがって、個人が、NLCGのGPEとして、SGEに該当することも考えられます。

また、改正により、SGEと別に、CbCREの定義が導入されました。CbCREでは、個人は該当せず、CbCREグループの構成会社を判定するにあたっては、会計上の連結の例外(重要性の例外を除く)を考慮します。

今回の変更に伴い、SGE特有の税務規定の5つの内、国別報告制度と一般財務諸表の提出義務は、すべてのSGEではなく、CbCREのみに適用されることとなりました(図表4参照)。

改正による影響

改正前の規定で既にSGEに該当していた企業は引き続きSGEに該当するため、本改正による影響はありません。ただし、SGEとCbCREには、上記の特有の義務と税務規定が適用されるため、たとえば会計上で連結財務諸表を作成する必要がない日系企業がオーストラリアに子会社を有しているケースや、グループの連結財務諸表を作成しているが会計上の重要性の例外により連結されていないオーストラリア子会社を有するケースなど、オーストラリアに今までSGEの範囲に含まれていなかった子会社・関連会社等を有する日系企業は、改めてSGE/CbCREに該当することとなるかを検討し、必要に応じて対策を講じることが推奨されます。

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMG税理士法人
吉岡伸朗／パートナー
✉ nobuaki.yoshioka@jp.kpmg.com

KPMGオーストラリア
楊揚／ディレクター
✉ yyang6@kpmg.com.au

都丸亮太／シニアマネジャー
✉ rtomaru1@kpmg.com.au

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2021 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.